教示
1　異議申立てについて
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
2　取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、埼玉県を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。
ただし、この処分があったことを知った日（１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

解散命令公告

東京都公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。
平成25年３月29日
東京都知事　猪瀬　直樹
記
命令の要旨
中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
東京瑞穂建設業協同組合
東京都八王子市大横町14番25号
東京蒼浪皮革事業協同組合
東京都江戸川区松江二丁目１番13号
扶蓉建設協同組合
東京都葛飾区新宿二丁目18番19号
教示
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

解散命令公告

岐阜県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。
平成25年３月29日
岐阜県知事　古田　肇
記
命令の要旨
中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
可茂建築解体処理協同組合
岐阜県美濃加茂市牧野2391番地１
教示
1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。
2　この処分に不服があるときは、上記１の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記１の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければならないこととされています。

解散命令公告

島根県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在がしれないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。
平成25年３月29日
島根県知事　溝口善兵衛
記
命令の要旨
中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
大田木材生産協同組合
島根県大田市大田町大田イ851番地１
教示
1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。ただし、この処分の日から１年を経過したときは、当該異議申立てをすることができません。
2　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成25年３月29日　茨城県教育委員会
1　失効した免許状
氏名、本籍地　小河原賢一、茨城県
免許状の種類、授与権者、授与年月日
⑴　小学校教諭一級普通免許状
茨城県教育委員会、昭和55年３月22日
⑵　中学校教諭一級普通免許状（保健体育）
茨城県教育委員会、昭和55年３月22日
⑶　中学校教諭二種免許状（社会）
茨城県教育委員会、平成２年11月30日
⑷　高等学校教諭二級普通免許状（保健体育）
茨城県教育委員会、昭和55年３月22日
2　失効年月日　平成25年３月15日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成25年３月29日　東京都教育委員会
1　失効した免許状
氏名　中尾　　奨
本籍地　三重県
生年月日　昭和47年４月14日
免許状の種類及び番号
⑴　中学校教諭二種免許状
免許状番号　平13中２種第３号
教　　科　社会
授与年月日　平成13年４月27日
授 与 権 者　三重県
⑵　中学校教諭一種免許状
免許状番号　平14中１種第26号
教　　科　社会
授与年月日　平成14年10月31日
授 与 権 者　三重県
⑶　小学校教諭二種免許状
免許状番号　平18小２第196号
授与年月日　平成18年３月16日
授 与 権 者　東京都
⑷　高等学校教諭一種免許状
免許状番号　平18高１第141号
教　　科　公民
授与年月日　平成18年３月16日
授 与 権 者　東京都
2　失効年月日　平成25年２月26日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。
平成25年３月29日　群馬県教育委員会
1　取上げ処分となった免許状
⑴　氏名及び本籍地　若林　宏太、群馬県
⑵　免許状の種類（教科等）及び番号
①高等学校教諭一種免許状（福祉）
平19高１種第1169号
授与年月日　平成20年３月31日
授与権者　群馬県教育委員会
②特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者肢体不自由者・病弱者）
平19特支１種第1007号
授与年月日　平成20年３月31日
授与権者　群馬県教育委員会
2　取上げの事由
教育職員免許法第11条第３項該当
3　取上げ処分年月日
平成25年３月12日